

ハラスメントの防止及び対策等に関する規程

(主旨)

第1条：この規程は、学校法人敬道学園（以下「本学」という）におけるハラスメントの防止及び排除のための対策、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの対応等」という）に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条：この規程における用語の定義は以下に定めるところによる。

- (1) ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメントなど、これらに類する言動及びハラスメントに起因する問題の総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントとは、教職員の就労及び学生の修学に関連して、相手の意に反する性的言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメントとは、教育組織の地位や人間関係などの学内の優位性を背景に、教育指導の適正な範囲を超えて、精神的または身体的苦痛を与える言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメントとは、職場において、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的または身体的苦痛を与える言動をいう。
- (5) カスタマー・ハラスメントとは、顧客や取引上の優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的または身体的苦痛を与える言動をいう。
- (6) これらに類する言動とは、上記以外でも様々な関係性や力関係を不当に利用して修学上の環境を害する類の言動をいう。
- (7) ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントにより教職員の就労上及び学生の修学上の環境が害されること、及びハラスメントへの対応により教職員が就労上または学生が修学上の不利益を受けることをいう。
- (8) 学生とは、学校法人敬道学園（専門学校日本デザイナー芸術学院・専門学校日本マンガ芸術学院）で修学するすべての在学生のことをいう。
- (9) 教職員とは、教員、職員、嘱託として特定の授業を担当する講師、委託業務従事者等をいう。
- (10) 関係者とは、学生等の保護者及び学園と関係を有する者をいう。
- (11) 各部署の長とは、理事長、校長、事務局長、部門主任をいう。

(構成員の権利)

第3条：本学のすべての構成員（学生、教職員、及び関係者）は、ハラスメントに関する事案について相談することができる。

2.本学のすべての構成員は、ハラスメントの被害に対して何らかの措置をとるよう求めるため、苦情の申し立てを行うことができる。

3.苦情の申し立てを行うことができる期限は、ハラスメントが行われたときから3年以内とする。なお、教職員が離職した場合や、学生が卒業や退学などで学籍を失った場合も、在職中または在学中に受けたハラスメントについて、同様に苦情の申し立てをすることができる。

(教職員及び学生等の責務)

第4条：教職員及び学生等は「ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」を遵守し、ハラスメントを行ってはならない。

(各部署の長の責務)

第5条：各部署の長は、本学におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントの対応等には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(委員会の責務)

第6条：本学におけるハラスメントの対応等を適切に実施するため、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という）は、本学におけるハラスメントの対応等を迅速かつ適切に行わなければならない。

2.対策委員会は、第3条2項に定める苦情の申し立てがあった事案について、校長へ報告するものとする。

(ハラスメントの行為に対する措置等)

第7条：校長は、第3条2項により報告された事案について、処分または就労上もしくは修学上の環境の改善を行うことが必要であると認めた場合は、相応の措置を講じるものとする。

(プライバシーの保護と守秘義務)

第8条：ハラスメントの防止・対策に関わるすべての者は、関係者の人権及びプライバシーの保護に努めるとともに、事案に関して知り得たことを他に漏らしてはならない。

2.ハラスメントの防止・対策に関わるすべての者は、相談及び調査にかかる記録の管理を厳重に行い、外部へ流出しないよう細心の注意を払うこととする。

(二次被害の防止と処分等の措置)

第9条：防止・対策委員会は、事案に関する二次被害の防止に関し、次に掲げる行為を行った者についての処分等の実施を、校長に対し勧告する。

- (1) 苦情の申し立て人ならびに調査の協力者に対する報復、報復のほのめかし、誹謗中傷等の行為
- (2) 風説の流布等により、関係者のプライバシー、名誉等の人権を侵害する行為
- (3) 相談された者や対策委員会等に対する嫌がらせ行為

(虚偽申し立ての禁止)

第10条：ハラスメントに関して虚偽の申し立てを行った者、悪質な虚偽の意図が認められた場合は、処分に付されることがある。ただし、事実調査の結果として申し立てが認められなかつた場合、ただちにこのことをもって悪質な虚偽の申し立てとみなし、申し立てた者に対して不利益な扱いをしてはならない。

第11条：この規程の改正及び廃止は、対策委員会の意見に基づき、校長が行う。

第12条：この規程に定めるものの他、必要な事項は対策委員会が別に定める。

附則この規程は令和6年4月1日から施行する。